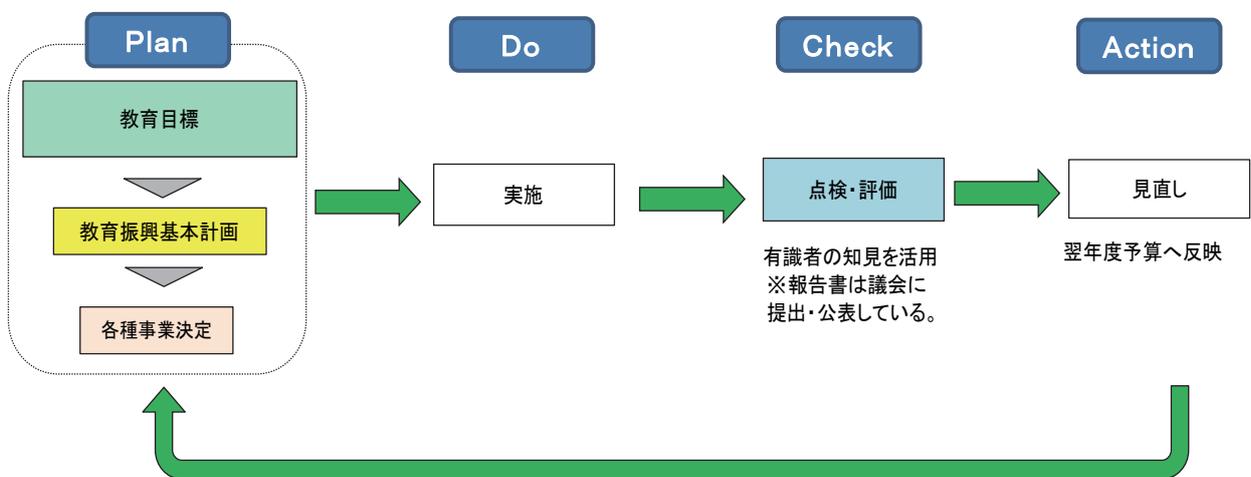


## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の進行管理

本計画における施策の着実な進行管理を図るため、毎年度実施している「教育委員会の点検・評価」を活用します。施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、その実績や効果等について自己評価を行うとともに、学識経験者による評価も活用しながら、PDCAサイクルを構築し、教育施策の展開に反映させていきます。

また、評価結果を区議会へ報告するとともに、ホームページ等により広く区民に公表することで、教育行政の透明性を高めていきます。



### 2 関連部局との連携・協力

教育ニーズが多様化・複雑化する中、教育施策は生涯学習・子育て支援など他部局と深く関連する分野があります。そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項に定める「総合教育会議」において、区長と教育委員会とが教育課題や取組について共有・協議し、効果的に教育施策へ反映させるとともに、関連部局と連携・協力しながら計画を推進していきます。

### 3 学校・家庭・地域の連携・協働

子どもたちの教育は、単に学校だけでなく、学校・家庭・地域が、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが必要不可欠です。

教育委員会は、学校・家庭・地域がしっかりと連携・協働し、地域ぐるみで子どもたちの成長と自立を支えていけるよう支援していきます。

## 「中央区の教育環境に関する基本条例」

平成11年4月1日条例第15号

一人ひとりの子どもが、その人権を等しく尊重され、心身ともに健康で、自主性と創造性に富み、人間性豊かに育つことは、私たち区民すべての願いである。

この願いを実現するためには、子どもが自ら学ぶ意欲を持ち、その能力に応じた教育の機会を得るとともに、良好な生活環境はもとより、人や自然との様々なふれあいを通して、人権を尊重する心、他人を思いやる心、美しいものに感動する心などを培うことのできる環境が必要である。

すべての大人は、家庭、地域社会、学校、文化、風俗、自然など子どもを取り巻くあらゆる環境が、子どもの心身の健全な成長にとって極めて重要なものであることを認識し、教育的な見地からその維持向上に努めなければならない。

中央区、区民及び事業者が相互に協力しながらそれぞれの役割を果たし、より良い教育環境を実現するため、この条例を制定する。

### （目標）

第一条 中央区（以下「区」という。）は、次に掲げる事項を目標として、学校環境の充実、健全育成の推進、地域活動及び家庭教育への支援、健康で安全な生活環境の確保等、教育環境の維持向上を図るものとする。

- 一 子どもが健康で楽しく遊び、学ぶことができるようにすること。
- 二 子どもの健全な育成を妨げるおそれのある行為を防止すること。
- 三 子どもと人、文化、自然等とのふれあいを豊かにすること。
- 四 家庭及び地域社会の教育力の向上を図ること。

### （学校環境の充実）

第二条 区は、子どもが自らの個性を伸ばすとともに、精神的及び身体的な能力を十分に発揮し、発達させることができるよう、学校環境の充実に努めるものとする。

- 2 教育委員会は、区が設置する学校（以下「区立学校」という。）の施設及び設備の整備充実等に努めるものとする。
- 3 教育委員会は、区立学校に勤務する教員が自らの資質の向上に努め、指導の内容及び方法を研究し、開発することを奨励するものとする。

### （健全育成の推進）

第三条 区は、子どもの健全な育成を図るため、子どもが保護者、友達、地域社会の人々等とともに様々な体験や活動をすることができる場と機会の充実に努めるものとする。

- 2 区は、子どもの健全な育成を妨げるおそれのある行為を防止するため、区民等と協力して、清浄な風俗環境の保持等に努めるものとする。

### （地域活動及び家庭教育への支援）

第四条 区は、地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することができるよう、地域社会における自

主的な活動を支援するものとする。

- 2 教育委員会は、家庭における教育力の向上を図るため、情報の提供、相談体制の整備等の施策を講じ、家庭教育を支援するものとする。

#### **(健康で安全な生活環境の確保)**

第五条 区は、子どもの健康が保護され、生活環境が保全されるよう、安全な交通環境の確保及び大気汚染、騒音、日照障害等の防止に努めるものとする。

- 2 区は、子どもと自然とのふれあいが保たれるよう、緑地、水辺等の整備に努めるものとする。

#### **(区民の役割)**

第六条 区民は、子どもの人権を尊重するとともに、地域社会における相互の連帯と活動の活発化を図り、教育環境の維持向上に努めるものとする。

#### **(事業者の協力)**

第七条 事業者は、区の区域内において事業活動を行うに当たっては、良好な教育環境の維持に配慮するものとする。

- 2 区長および教育委員会は、良好な教育環境を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対して協力を求めるものとする。

#### **(国、東京都等との連携等)**

第八条 区は、良好な教育環境を確保するため、国、東京都その他関係機関（以下「国等」という。）との連携を図るとともに、必要に応じ、国等に対して適切な施策を講じ、又は必要な措置を採るよう要請するものとする。

#### **附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 中央区教育大綱

子どもたちを取り巻く環境は、AIやICTなどの技術革新やグローバル化の一層の進展などにより日々、めまぐるしく変化しています。このような予測が困難な変化の激しい時代にあっては、これまで以上に子どもたち自身が主体的に考え、行動し、多様な人々と協働しながら、新たな価値観を創造していく力が求められています。

本区では、今後も教育委員会と密接な連携を図りながら、教育目標の理念を共有し、基本構想に掲げる将来像「輝く未来へ橋をかける ―― 人が集まる粋なまち」の実現に向け、次の3つの視点から総合的・計画的に教育施策を推進していきます。

### I 子どもの琴線に触れる感動ある教育

変化の激しい社会で力強く生き抜いていくためには、自信を持って主体的に挑戦できるよう自己肯定感や自律心を育む教育が必要です。

そのためには、読書やスポーツ、自然体験などあらゆる場を活用して、子どもたち一人一人が主役となる機会をつくり、感動や共感、喜び・悲しみといった心を揺さぶるような経験を通じて人間ならではの感性や創造性を育む教育を推進します。

### II 自ら未来を切り拓く力を育む教育

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成は、いつの時代においても重要な課題です。

学習の基盤となる情報や文章を正しく読み解く力の向上、豊かな心・いじめを許さない強い心の育成、規則正しい生活習慣・日常的な運動習慣の定着など、「確かな学力の定着・向上」「子どもの健全な育成」「健康な体づくり」に取り組みます。

また、より効果的・効率的に授業が展開できるようにICT環境の整備を進めます。

### III 一人一人の多様なニーズに対応した教育

教育的な課題が多様化・複雑化する中で、子どもたちが自ら持つ能力・可能性を最大限に発揮できるよう、一人一人の状態や状況に応じたきめ細やかな教育を行います。

特別支援教育では、自立と社会参加を見据えて特性に応じた適切な学習環境を提供していくとともに、多岐にわたる教育的ニーズに応じた早期支援に取り組みます。

また不登校対策では、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むとともに、不登校であっても自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することができるよう、学習機会の確保などの支援を行います。

令和2年2月5日

中央区長 山本 泰人

## 中央区教育振興基本計画検討委員会における検討経過

### ○諮問および第1回中央区教育振興基本計画検討委員会

令和元（2019）年8月7日（水）午後6時30分から午後8時15分まで

教育長から中央区教育振興基本計画検討委員会へ諮問

議事の概要

- （1）本検討委員会の設置などについて
- （2）委員長および副委員長の決定について
- （3）中央区教育振興基本計画の改定について
- （4）今後の日程（案）について
- （5）その他

### ○第2回中央区教育振興基本計画検討委員会

令和元（2019）年9月5日（木）午後6時30分から午後8時30分まで

議事の概要

- （1）中央区の現状について
- （2）施策体系（案）について
- （3）その他

### ○第3回中央区教育振興基本計画検討委員会

令和元（2019）年10月23日（水）午後6時30分から午後8時30分まで

議事の概要

- （1）第2回検討委員会でいただいた意見等に対する回答について
- （2）施策別原稿（案）について
- （3）その他

### ○第4回中央区教育振興基本計画検討委員会

令和元（2019）年11月13日（水）午後6時30分から午後8時30分まで

議事の概要

- （1）第3回検討委員会でいただいた意見等に対する回答について
- （2）中間まとめ（案）について
- （3）その他

### ○中間のまとめのパブリックコメント

令和元（2019）年12月16日（月）～令和2（2020）年1月7日（火）

2名から延べ47件の意見

○第5回中央区教育振興基本計画検討委員会

令和2（2020）年1月23日（木）午後6時30分から午後7時30分まで

議事の概要 (1) 第4回検討委員会でいただいた意見等に対する回答について (2) パブリックコメントの結果（案）について (3) 中央区教育振興基本計画（案）について (4) その他
--

○答申 令和2（2020）年1月29日（水）

中央区教育振興基本計画検討委員会から教育長へ答申
--------------------------

## 中央区教育振興基本計画検討委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属	備 考
学 識 経 験 者	小川 正人	東京大学名誉教授 放送大学教授 早稲田大学客員教授	委 員 長
	細谷 美明	早稲田大学客員教授	副委員長
	秋元 有子	白百合女子大学発達臨床センター博士	
P T A	須田 桐美	明石小学校・幼稚園PTA会長	
	吉岡 輝元	有馬小学校・幼稚園PTA会長	
	熊谷 芳紀	佃中学校PTA会長	
社 会 教 育 関 係 者	嶋田 一夫	中央区青少年委員会会長	
	箱守 由記	中央区地域家庭教育推進協議会委員	
校 園 長	早川 幸	月島第二幼稚園長	
	小久保 秀雄	城東小学校長	
	平松 功治	銀座中学校長	
区 長 部 局 職 員	遠藤 龍雄	区民部長	
	田中 智彦	福祉保健部長	
教育委員会事務局職員	長嶋 育夫	教育委員会事務局次長	

# 中央区教育振興基本計画2020見直しにおける検討経過および体制

## <検討経過>

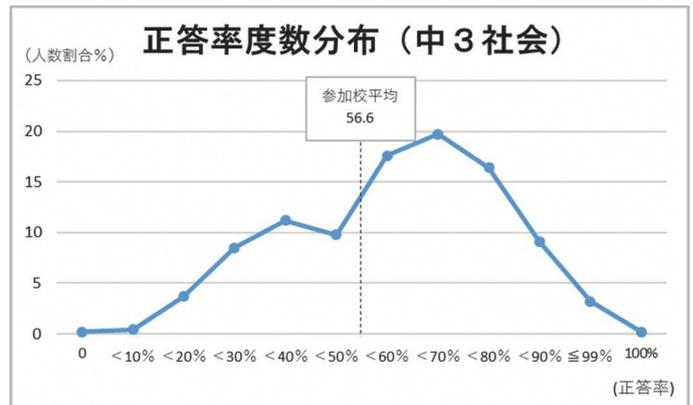
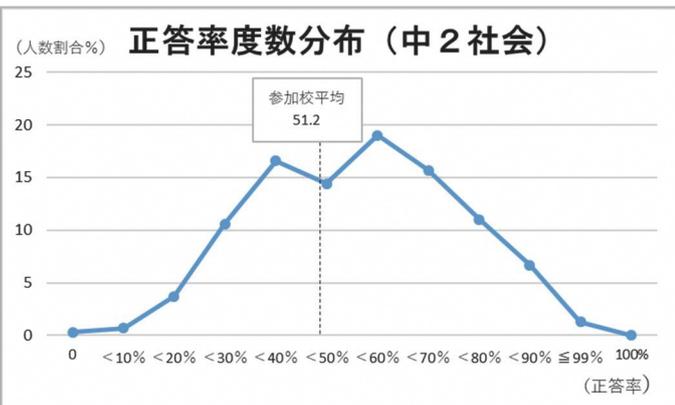
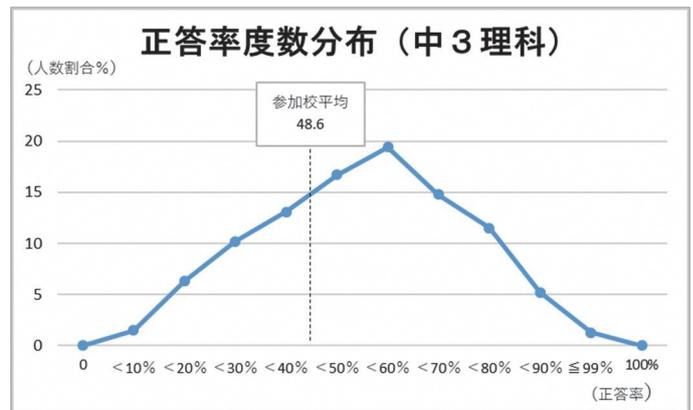
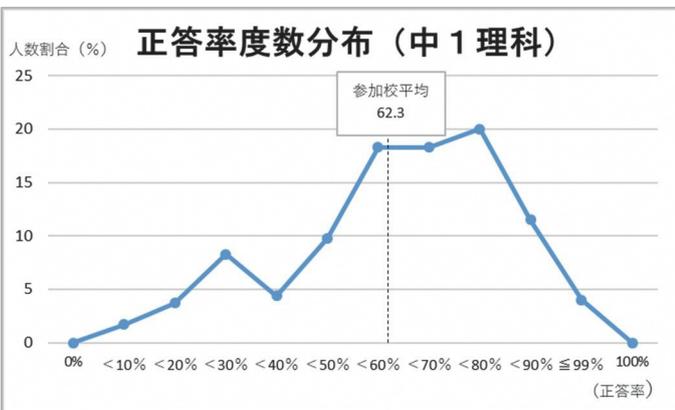
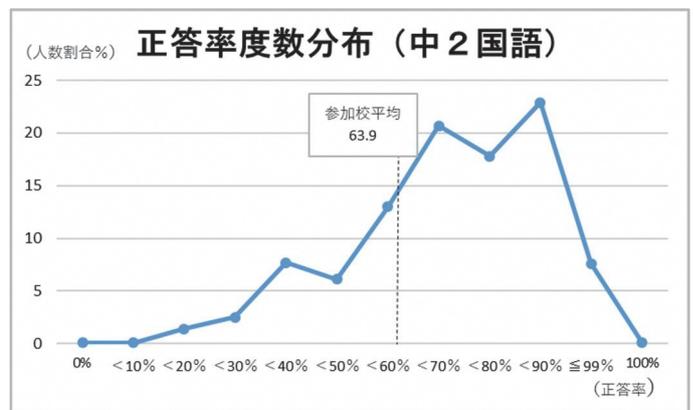
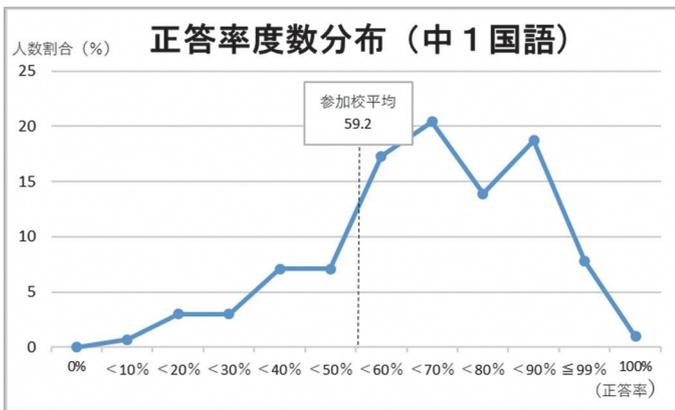
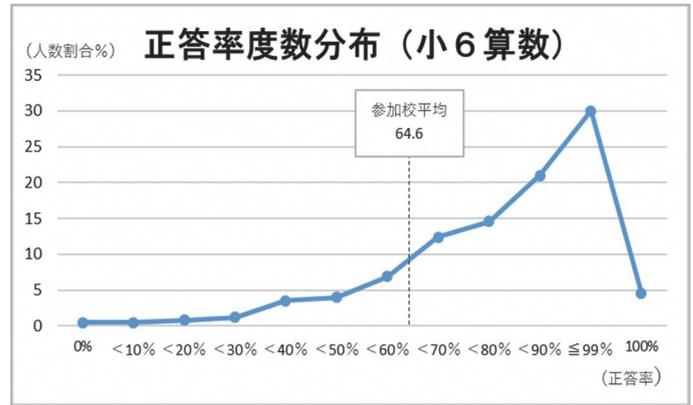
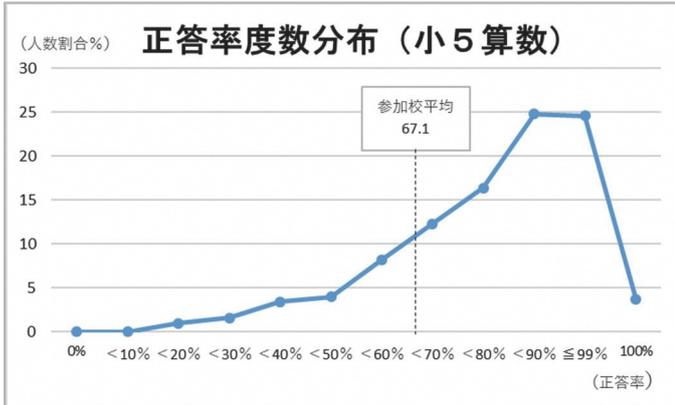
- 令和6（2024）年6月5日（水）  
第6回中央区教育委員会定例会  
中央区教育振興基本計画2020の見直しについて
  
- 令和6（2024）年7月10日（水）  
第1回中央区総合教育会議  
今後の中央区の教育について意見交換
  
- 令和6（2024）年8月1日（木）  
第1回中央区教育振興基本計画2020見直し検討会  
中央区教育振興基本計画2020の見直し（案）について
  
- 令和6（2024）年9月26日（木）  
第2回中央区教育振興基本計画2020見直し検討会  
中央区教育振興基本計画2020の見直し（案）について
  
- 令和6（2024）年12月5日（木）  
第3回中央区教育振興基本計画2020見直し検討会  
中央区教育振興基本計画2020の見直し（案）について
  
- 令和7（2025）年2月5日（水）  
第2回中央区教育委員会定例会  
中央区教育振興基本計画2020の見直しについて

## <検討体制>

所 属	氏 名	
教育委員会事務局	次長	北 澤 千 恵 子
	参事（連絡調整・特命担当） 庶務課長、教育政策担当課長 事務取扱	俣 野 修 一
	学務課長	鷺 頭 隆 介
	学校施設課長	田 中 恒 祐
	指導室長	小 林 傑
	図書文化財課長	植 木 良 則
	副参事 （文化財保護・資料活用・特命担当）	増 山 一 成
	教育センター所長	村 上 隆 史

# 各種関係データ

令和5(2023)年度 学習力サポートテストの結果



令和5(2023)年度 全国学力・学習状況調査の結果について【小学校6年生】

設問別調査結果の平均正答率

国語

分類		区分	平均正答率(%)		
			中央区	東京都	全国
		全体	77.0	69.0	67.2
学習指導要領の内容	知識及び技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	81.9	73.6	71.2
		(2) 情報の扱い方に関する事項	74.7	66.5	63.4
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	—	—	—
	思考力、判断力、表現力等	A 話すこと・聞くこと	83.2	73.5	72.6
		B 書くこと	34.7	28.9	26.7
C 読むこと		80.3	73.2	71.2	
評価の観点	知識・技能	79.8	71.6	68.9	
	思考・判断・表現	75.0	67.0	65.5	
	主体的に学習に取り組む態度	—	—	—	
問題形式	選択式	82.7	75.9	73.6	
	短答式	78.8	66.4	62.7	
	記述式	60.6	51.4	51.1	

算数

分類		区分	平均正答率(%)		
			中央区	東京都	全国
		全体	77.0	67.0	62.5
学習指導要領の領域	A 数と計算	80.9	71.0	67.3	
	B 図形	66.3	54.8	48.2	
	C 測定	—	—	—	
	D 変化と関係	83.2	75.8	70.9	
	E データの活用	75.3	67.3	65.5	
評価の観点	知識・技能	80.4	71.5	67.2	
	思考・判断・表現	71.7	61.2	56.5	
	主体的に学習に取り組む態度	—	—	—	
問題形式	選択式	73.9	63.2	57.7	
	短答式	85.5	78.0	74.7	
	記述式	64.4	52.4	47.3	

令和5(2023)年度 全国学力・学習状況調査の結果について【中学校3年生】

設問別調査結果の平均正答率

国語

分類		区分	平均正答率(%)		
			中央区	東京都	全国
		全体	76.0	72.0	69.8
学習指導要領の内容	知識及び技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	75.0	69.6	67.5
		(2) 情報の扱い方に関する事項	70.7	66.2	63.4
		(3) 我が国の言語文化に関する事項	78.6	73.1	74.7
	思考力、判断力、表現力等	A 話すこと・聞くこと	85.8	84.4	82.2
		B 書くこと	72.1	66.8	63.2
C 読むこと		69.8	67.2	63.7	
評価の観点		知識・技能	75.3	70.1	69.4
		思考・判断・表現	75.7	72.9	69.7
		主体的に学習に取り組む態度	—	—	—
問題形式		選択式	77.6	75.9	73.1
		短答式	73.6	65.6	65.6
		記述式	75.1	70.8	68.0

数学

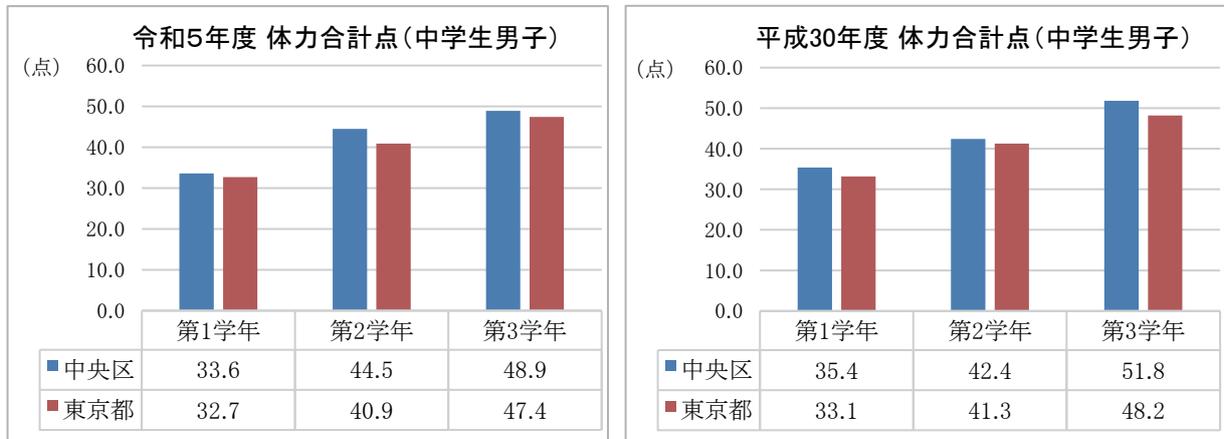
分類		区分	平均正答率(%)		
			中央区	東京都	全国
		全体	59.0	54.0	51.0
学習指導要領の領域		A 数と式	70.3	66.0	63.0
		B 図形	44.6	39.2	33.2
		C 関数	58.2	54.3	51.2
		D データの活用	55.5	50.4	48.5
評価の観点		知識・技能	62.8	58.7	55.7
		思考・判断・表現	51.3	45.8	41.6
		主体的に学習に取り組む態度	—	—	—
問題形式		選択式	53.7	48.5	45.3
		短答式	68.9	65.5	62.6
		記述式	51.3	45.8	41.6

英語

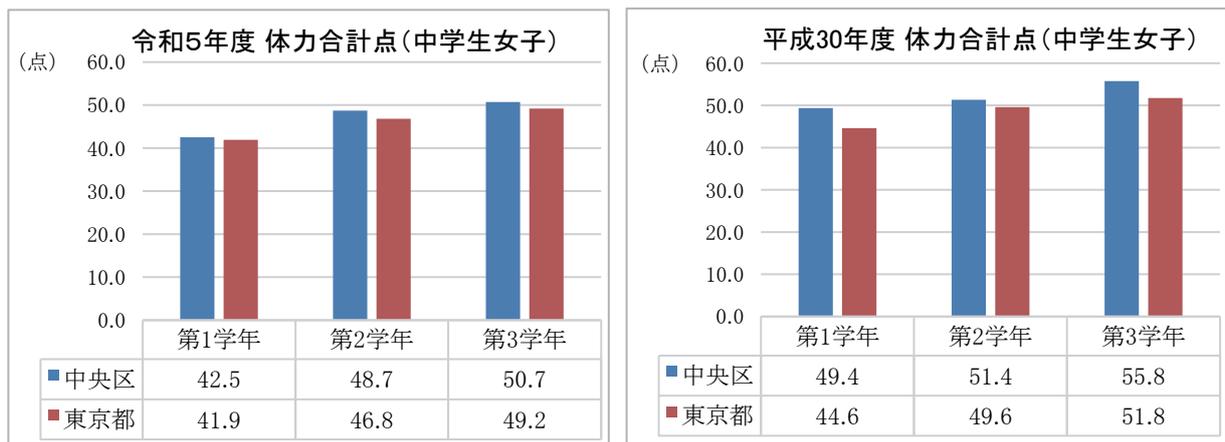
分類		区分	平均正答率(%)		
			中央区	東京都	全国
		全体	60.0	52.0	45.6
学習指導要領の領域		(1) 聞くこと	72.7	64.7	58.4
		(2) 読むこと	64.6	57.2	51.2
		(3) 話すこと [やり取り]	—	—	—
		(4) 話すこと [発表]	—	—	—
		(5) 書くこと	38.5	29.6	23.4
評価の観点		知識・技能	65.8	57.9	51.5
		思考・判断・表現	53.0	44.8	38.8
		主体的に学習に取り組む態度	—	—	—
問題形式		選択式	68.7	61.0	54.8
		短答式	48.0	37.6	30.1
		記述式	24.2	17.6	13.5

児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果

(図1)



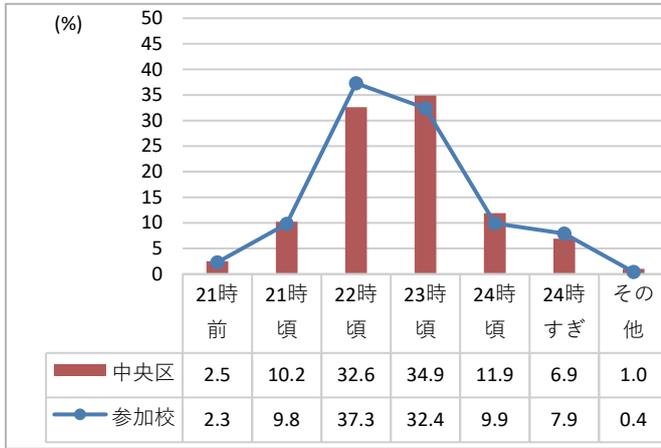
(図2)



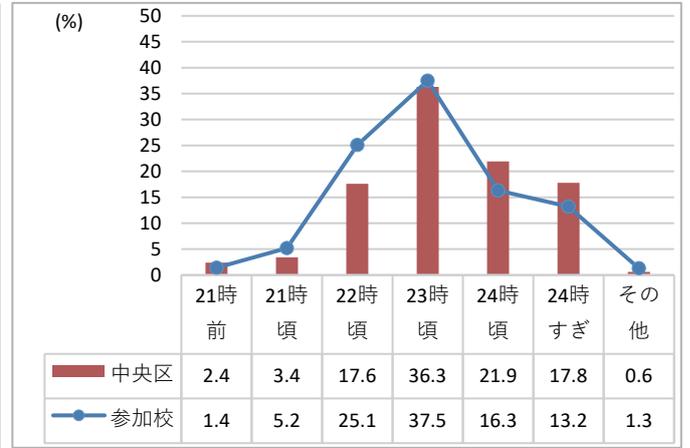
令和5(2023)年度 学習力サポートテストより抜粋

● 平日(月～金)は何時頃に寝ますか。

【中1】

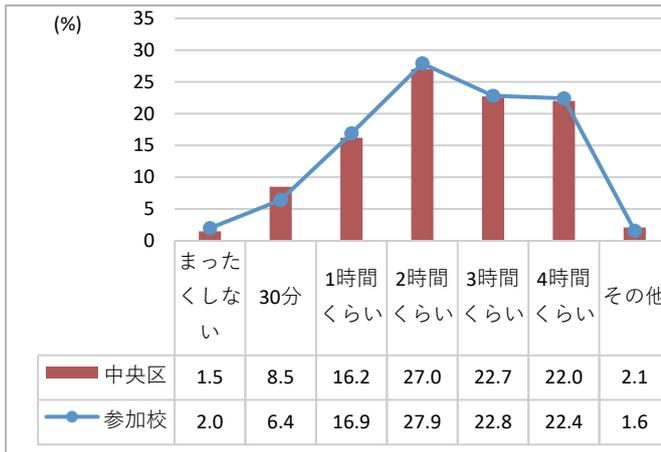


【中2】

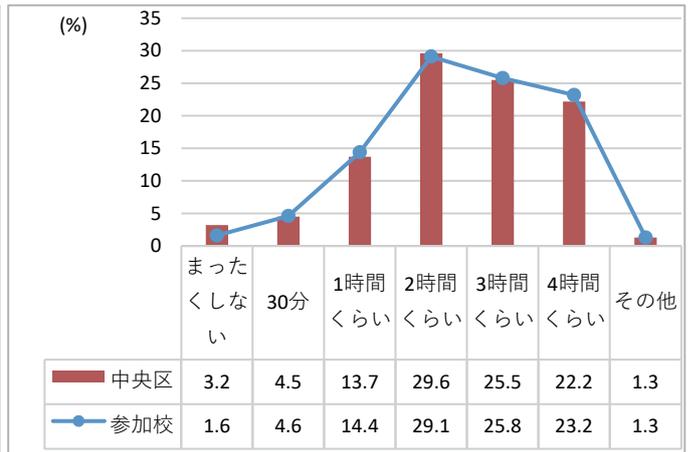


● 平日(月～金)、1日当たりどれくらいの時間、テレビや動画を見たり、インターネットを使ったり、ゲームをしたりしますか。

【中1】

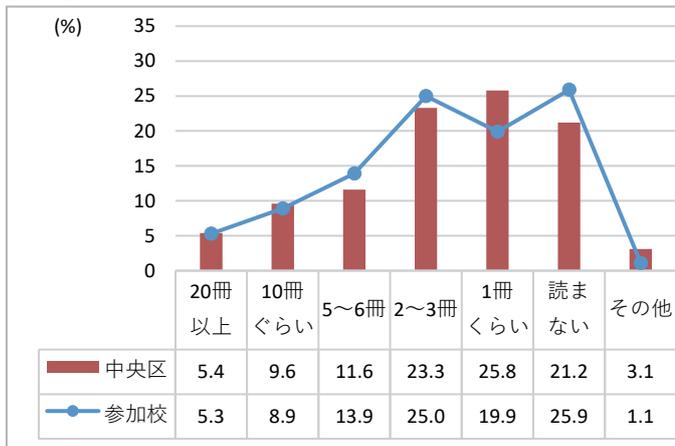


【中2】

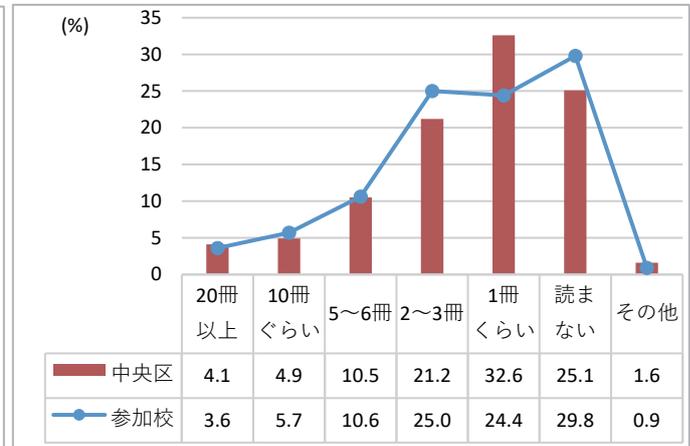


● 1か月に読む冊数(漫画・雑誌除く)

【中1】



【中2】



### 学校・幼稚園築年数等一覧

令和6（2024）年4月1日現在

幼稚園・認定こども園名	地域	構造	階数	延床面積（㎡）	建築年度	築年数
泰明幼稚園	京橋	R C	3	580.32	1929年 / 昭和4年	95
中央幼稚園	京橋	R C	5	1,112.95	2012年 / 平成24年	12
明石幼稚園	京橋	R C	5	1,349.70	2012年 / 平成24年	12
京橋朝海幼稚園	京橋	R C	4	728.64	1986年 / 昭和61年	38
明正幼稚園	京橋	R C	6	1,378.34	2014年 / 平成26年	10
常盤幼稚園	日本橋	R C	3	555.69	1929年 / 昭和4年	95
日本橋幼稚園	日本橋	S R C	9	1,028.69	1993年 / 平成5年	31
有馬幼稚園	日本橋	R C	2	1,523.44	2016年 / 平成28年	8
久松幼稚園	日本橋	R C	6	596.92	1972年 / 昭和47年	52
久松幼稚園（増築棟）	日本橋	S R C	6	916.48	2015年 / 平成27年	9
阪本こども園	日本橋	R C	7	831.56	2020年 / 令和2年	4
月島幼稚園	月島	S R C	7	1,240.64	1990年 / 平成2年	34
月島第一幼稚園	月島	R C	4	1,379.31	1976年 / 昭和51年	48
月島第二幼稚園	月島	R C	4	882.43	1991年 / 平成3年	33
月島第二幼稚園（増築棟）	月島	R C	4	714.41	2014年 / 平成26年	10
晴海幼稚園	月島	S R C	5	1,320.92	1993年 / 平成5年	31
豊海幼稚園	月島	R C	5	2,293.31	2016年 / 平成28年	8
渋谷教育学園晴海西こども園	月島	S	2	4,911.35	2023年 / 令和5年	1
小学校名	地域	構造	階数	延床面積（㎡）	建築年度	築年数
城東小学校	京橋	S	5	11,751.66	2022年 / 令和4年	2
泰明小学校	京橋	R C	3	3,712.44	1929年 / 昭和4年	95
中央小学校	京橋	R C	5	11,041.17	2012年 / 平成24年	12
明石小学校	京橋	R C	5	8,586.73	2012年 / 平成24年	12
京橋築地小学校	京橋	R C	4	6,468.80	1986年 / 昭和61年	38
京橋築地小学校メモリアルホール	京橋	S R C	4	726.97	1993年 / 平成5年	31
明正小学校	京橋	R C	6	8,345.53	2014年 / 平成26年	10
常盤小学校	日本橋	R C	3	4,043.94	1929年 / 昭和4年	95
常盤小学校(別館)	日本橋	R C	5	3,086.22	2019年 / 平成31年	5
日本橋小学校	日本橋	S R C	9	8,410.22	1993年 / 平成5年	31
有馬小学校	日本橋	R C	4	7,945.23	1986年 / 昭和61年	38
久松小学校	日本橋	R C	4	6,703.82	1972年 / 昭和47年	52
久松小学校（増築棟）	日本橋	R C	6	2,521.01	2015年 / 平成27年	9
阪本小学校	日本橋	R C	7	12,337.72	2020年 / 令和2年	4
佃島小学校	月島	S R C	5	9,891.43	1987年 / 昭和62年	37
月島第一小学校	月島	R C	4	7,293.59	1976年 / 昭和51年	48
月島第二小学校	月島	R C	5	6,961.38	1989年 / 平成元年	35
月島第二小学校（増築棟1）	月島	R C	4	487.27	1991年 / 平成3年	33
月島第二小学校（増築棟2）	月島	R C	4	732.00	2014年 / 平成26年	10
月島第三小学校	月島	S R C	5	12,605.36	1993年 / 平成5年	31
豊海小学校	月島	R C	5	11,698.46	2016年 / 平成28年	8
晴海西小学校	月島	S R C	5	15,010.09	2023年 / 令和5年	1
宇佐美学園（校舎棟・体育館棟）	区外	R C	2	2,654.93	1985年 / 昭和60年	39
宇佐美学園（寮舎棟）	区外	S R C	3	2,323.55	1981年 / 昭和56年	43
宇佐美学園（職員宿舍棟）	区外	R C	2	286.96	1990年 / 平成2年	34
中学校名	地域	構造	階数	延床面積（㎡）	建築年度	築年数
銀座中学校	京橋	R C	5	10,767.56	1983年 / 昭和58年	41
銀座中学校メモリアルホール	京橋	S	2	137.96	1990年 / 平成2年	34
佃中学校	月島	S R C	6	10,746.84	1987年 / 昭和62年	37
晴海中学校	月島	S R C	7	12,536.22	1990年 / 平成2年	34
晴海中学校クラブハウス	月島	R C	1	81.35	1995年 / 平成7年	29
日本橋中学校	日本橋	R C	6	8,539.68	1974年 / 昭和49年	50
日本橋中学校メモリアルホール	日本橋	S	1	168.20	1993年 / 平成5年	31
晴海西中学校	月島	S R C	5	10,814.80	2023年 / 令和5年	1

SRC…鉄骨鉄筋コンクリート造 RC…鉄筋コンクリート造 S…鉄骨造

## 用語説明

### 1 国が実施している学力調査（全国学力・学習状況調査）（6頁）

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために実施している学力テストのこと。

対象学年：国・公・私立学校の小学校6年生、中学校3年生

調査科目：小学校…国語、算数、理科 / 中学校…国語、数学、理科、英語 /

小・中学校共通…生活習慣や学習環境等に関するアンケート

※理科は小・中学校ともに3年に1回調査。令和元（2019）年度から中学校の英語が追加され、3年に1回調査。

### 2 学習力サポートテスト（6頁）

中央区が実施している学力テスト。小学校4年生～中学校3年生までの各学年で実施しており、児童・生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着状況と問題解決能力等を把握し、児童・生徒の学習の動機付けにつなげる個に応じた指導の充実と教員の指導力向上を目的としている。

対象学年：小学校4・5・6年生、中学校1・2・3年生

調査科目：小学校…国語、社会、算数、理科、英語（小学校6年生のみ） /

中学校…国語、社会、数学、理科、英語

※平成30（2018）年度から中学校2年生が、令和元（2019）年度から小学校5年生が対象に加わった。

### 3 デジタルシチズンシップ（教育）（8頁）

インターネットやデジタル技術を安全かつ効果的に使うためのスキルを養う教育。

個人情報の保護やプライバシーの尊重、オンラインでのコミュニケーションのマナー、信頼できる情報の見極め方、ネットいじめやインターネット詐欺への対処等デジタル社会で倫理的かつ責任ある行動を促進する。

### 4 GIGAスクール構想（8頁）

文部科学省の推進する教育政策で、全児童・生徒に一人一台の学習用タブレットと高速通信ネットワークを一体的に整備し、個別最適化された学びと協働的な学びを実現する。

### 5 認定こども園（8頁）

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設のこと。保護者の就労の有無にかかわらず施設利用が可能であるほか、集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保ち、すこやかな育ちを支援するなどの特徴がある。また、地域の実情や保護者のニーズに応じて、「幼保連携型」・「幼稚園型」・「保育所型」・「地方裁量型」の4つの分類がある。

### 6 ICT（8頁）

ICTは、Information and Communication Technology の略。コミュニケーションの活用も含めた情報通信技術の総称。

## 7 キャリア教育（8頁）

各学校段階の児童・生徒に対し、将来、自分にとって最もふさわしい進路や進学希望校等を主体的に選択し、その後の職業生活の中で自己実現を図るために必要な知識・技能・態度・価値観等を、学校内外のあらゆる活動を通じて、組織的・計画的に育成しようとする教育のこと。

## 8 金融リテラシー（8頁）

金融リテラシーとは、経済的に自立し、より良い生活を送るために必要なお金に関する知識や判断力のこと。金融リテラシーを身に付けるための教育は、一人一人が社会で生きていくために必要な金融やその背景となる経済についての基礎知識を高めていくことを目的としている。

## 9 すくわくプログラム（9頁）

主体的・協働的な探究活動を通じ、子どもの豊かな心の育ちを支援する取組に対して、東京都が補助金を交付する事業。

## 10 フォローアップ教材（9頁）

学習力サポートテストの結果を受け、苦手な分野についてまとめられた教材であり、一人一人にあった復習問題のこと。学習用タブレットを活用して、復習が必要な問題に取り組むことができる。

## 11 学校図書館支援センター（9頁）

子どもの読書活動を推進し、「豊かな心」や「自ら学ぶ力」のほか、思考力・判断力・表現力等を育めるよう、司書の配置や区としての計画的な事業展開を通じて、学校図書館の活動を支援するために設置される機関のこと。

## 12 理科支援員（9頁）

原則、小学校5・6年生の理科の授業において、教員の補助を行う職員のこと。観察や実験授業の器具の準備や片付け、授業の支援等が主な業務内容であり、教員へのアドバイスや児童への支援も必要に応じてできるため、授業の円滑化を図ることや理解を深めるねらいがある。

## 13 教育センター（9頁）

学校教育の一層の充実および振興を図るために設置している教育機関で、小中学校・幼稚園の児童・生徒・園児および教職員のための事業を行っている。

（令和6（2024）年4月1日現在）

＜事業の一例＞

教職員の資質向上を目的とした研修会の開催、教育センターの施設・設備を利用した実験教室や科学教室の実施、教育相談・就学相談、適応教室「わくわく21」の運営、教科書の常時展示等

＜所在地＞

中央区明石町12番1号 中央区保健所等複合施設4・5・6階

#### 14 TOKYO GLOBAL GATEWAY (9頁)

海外をイメージして作られた施設で、さまざまなプログラムから自身の英語力に合わせた活動を選び、目的に合わせて学ぶことのできる、体験型英語学習施設のこと。

#### 15 中学生海外体験学習 (9頁)

国際感覚豊かな視野の広い中学生の育成を図るため、区立中学校生徒を外国へ派遣し、姉妹都市の協力の下、体験入学やホームステイ等の積極的な交流活動を通して、外国の理解に努めている。

派遣期間：夏季休暇中（10日間程度）

派遣先：オーストラリア（サザランド・シドニー）

#### 16 保幼小の接続期カリキュラム (9頁)

幼児教育から小学校教育への学びの連続性を確保し、円滑な接続を図るために作られたカリキュラム。

#### 17 学校評価 (システム) (10頁)

各学校・幼稚園は教育活動その他学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めなければならない。

本区においては、毎年、前年度の評価結果を踏まえた目標の設定、自己評価、保護者や学校に関わりのある地域関係者等による自己評価を踏まえた学校関係者評価、評価結果の公表と教育委員会への報告を行い、各学校が組織的・継続的な改善を図る学校評価システムを実施している。

#### 18 学校評議員制度 (10頁)

地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして導入された制度のこと。

本区では、幼児・児童・生徒、保護者および地域住民の期待に応え、特色ある学校づくりと開かれた学校づくりを推進するため、全小中学校・幼稚園に設置している。評議員は、学校（園）長の推薦等に基づいて教育長が委嘱し、校（園）長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べることができる。

#### 19 OJT (12頁)

On-the-Job Training の略。職場内で、日常業務に携わりながら必要な知識・技術・技能・態度等を意図的・計画的・継続的に指導・育成・相互開発することによって、職員の全体的な業務遂行能力や力量を向上させるすべての活動のこと。

#### 20 メンタティーチャー (12頁)

優れた指導力を持つ教員を「メンタティーチャー」として育成・認定し、若手教員等に対して、指導助言の役割を果たす本区独自の教員指導力向上システムを構築している。

#### 21 特別支援教育 (12頁)

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

## 22 校務DX (13頁)

紙ベースの校務を単にデジタルに置き換えるのではなく、クラウド環境を活用した業務フロー自体の見直しや外部連携の促進、データ連携による新たな学習指導・学校経営の高度化を目指すこと。

## 23 ストレスチェック (13頁)

労働安全衛生法の規定により、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげることによって、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的とした調査のこと。

## 24 教育支援 (14頁)

特別な配慮を必要とする子どもに対する支援（特別支援）や不登校対策など、学校と教育委員会、その他医療機関等の関係機関が一体となって取り組む、個に応じた指導や支援体制の総称のこと。

## 25 就学（・転学）相談 (14頁)

児童・生徒一人一人の適切な学習環境を検討・支援する中央区就学支援委員会を設置し、主に、子どもの発達課題に応じた就学先を提案するため、小学校入学前と中学校入学前に就学相談を行っている。また、教育センターでは、小・中学校に在籍している児童・生徒に対する転学相談も行っている。

## 26 発達障害 (14頁)

発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている障害のこと。

## 27 特別支援教室 (14頁)

全小中学校に設置された特別支援教室において、発達障害等がある児童・生徒に対して一人一人の課題に合わせて巡回拠点校の教員が担当巡回校を巡回し、各学校で個別指導や小集団指導を実施している。

特別支援教室（情緒障害等）（令和7（2025）年4月1日見込み）

巡回拠点校	担当巡回校
京橋築地小学校	泰明小学校、月島第二小学校
有馬小学校	常盤小学校、久松小学校
阪本小学校	城東小学校、明正小学校、日本橋小学校
佃島小学校	明石小学校、中央小学校
月島第一小学校	月島第三小学校
豊海小学校	晴海西小学校
晴海中学校	銀座中学校、佃中学校、日本橋中学校、晴海西中学校

## 28 子ども発達支援センター「ゆりのき」(14頁)

発達障害のあるなしに関わらず、子どもの発達や育ちの相談ができ、必要な支援につなげるとともに、適切な療育を実施する拠点として、こどもの発達相談ならびに「児童福祉法」に定める児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援および障害児相談支援を実施している。

また、「中央区育ちのサポートシステム」の推進等を行うことにより、子どもと保護者の福祉の増進を図っている。

<所在地>

中央区明石町12番1号 中央区保健所等複合施設3階

※中央区育ちのサポートシステム

「育ちに支援を必要とする子ども」に対して、必要な支援につなげ適切な療育を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行うための体制のこと。

## 29 育ちのサポートカルテ (14頁)

発達の特性に応じた支援を提供するため、各関係機関が支援情報を記入したもの。子ども発達支援センターが管理することで、就学等のライフステージの切り替え時に支援の一貫性が途切れないようにしている。

## 30 特別支援学級 (14頁)

障害のある児童・生徒に対して、一人一人の能力に応じた小・中学校教育を行うため、特別支援学級(知的障害)を設けている。

特別支援学級設置校(令和7(2025)年4月1日見込み)

・明石小学校 ・月島第二小学校 ・月島第三小学校 ・銀座中学校

## 31 通級指導学級 (14頁)

小・中学校の通常の学級に在籍し、言語障害、難聴等のある児童・生徒を対象として、通常の学級以外の教室の場で、障害に応じた指導を行う学級のこと。

通級指導学級設置校 明正小学校

## 32 特別支援学校 (14頁)

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校のこと。

## 33 教育相談 (14頁)

主に学校や教育センター内で行っている各種相談の総称。(以下は一例を記載)

①小・中学校の児童・保護者・教員を対象とした教育相談

小・中学校に、専任教育相談員および東京都から派遣している臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーを配置し、教育相談、不登校やいじめ、児童の問題行動等の改善について助言等を行う。

## ②適応教室「わくわく21」における相談

不登校等の児童・生徒に対し、充実した社会生活を営もうとする意欲や態度の育成を図るため、各種不登校支援（相談含む）を行う。

## ③メンタルサポーターの派遣

不登校またはその傾向にある児童・生徒、心理的な問題を抱え何らかのケアが必要と認められる児童・生徒に対して、心のケア、対人関係や学習等の支援を行うメンタルサポーターを、適応教室「わくわく21」や学校、家庭に派遣している。

## ④スクールソーシャルワーカーの派遣

いじめ、不登校、暴力行為など生活指導上の課題に対応するため、社会福祉士の資格を有し、専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童・生徒や家庭を支援するスクールソーシャルワーカーを全小中学校に派遣している。

## 34 医療的ケア（16頁）

学校現場においては、教員や看護師が日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒等に対して吸引器や胃ろう等を使用して行う喀痰吸引や経管栄養等のこと。

## 35 専任教育相談員（16頁）

教育センターでの来所相談や電話相談のほか、小・中学校および幼稚園へ派遣し、スクールカウンセラーとして教育全般に対する相談業務を行う臨床心理士等の資格を有する専門員のこと。

## 36 スクールカウンセラー（16頁）

学校で、いじめや不登校、暴力行為等に関する児童・生徒や保護者、教職員のさまざまな悩み等の相談・カウンセリングを行う臨床心理士等の資格を有する専門員のこと。

## 37 スクールソーシャルワーカー（16頁）

家庭や学校、友人関係、地域社会等の児童・生徒が置かれている環境に働きかけて支援を行う社会福祉士等の資格を有する専門員のこと。

児童相談所など関係機関との役割分担の調整、社会福祉的な立場から家庭訪問をして保護者へのケア、教員への指導や助言等を行う。

## 38 アセスメント（16頁）

アセスメントとは、支援を求めている児童・生徒が、これからどうしたいと思っているのか（主訴）、本人の特性がどのように主訴に関わっているのかをさまざまな情報をもとに総合的・多面的に判断し、見たてること。

## 39 メンタルサポーター（16頁）

家庭や学校、適応教室「わくわく21」に派遣し、児童・生徒の心のケア、対人関係づくりや学習等の支援を行う支援員のこと。不登校またはその傾向にある児童・生徒、心理的な問題を抱え何らかのケアが必要と認められる児童・生徒に対して、心のケア、対人関係や学習等の支援を行う。

#### 40 特別支援教育専門員（17頁）

特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、就学前から中学校卒業までの継続的な就学相談等に応じる職員のこと。

#### 41 校内別室指導支援員（17頁）

不登校やその傾向がある児童・生徒が、教室には入りにくい状況であっても、安心して過ごせるように設置した居場所（校内別室）において、自主学習の見守りや学習支援等の一人一人の状況に応じた支援を行う職員のこと。

#### 42 適応教室「わくわく21」（18頁）

不登校等の児童・生徒に対して、充実した社会生活を営もうとする意欲や態度の育成を図るため、不登校対策に関する中核機能（スクーリング・サポート・センター「SSC」）として、平成12（2000）年度に教育センター内に設置した。

当該教室では、個に応じた自主学習を中心とした学習活動や体験活動の支援を行っており、授業形式の学習支援も実施している。

<開設日>

月～金曜日（土・日、祝日・休日、年末年始を除く）

#### 43 ソーシャルスキルトレーニング（18頁）

対象児童・生徒の年齢や性別やタイプを考慮して考案されるが、周囲の人の視線や表情への気付き、場にふさわしい適切な言動、自分の感情や考えの表現方法等のスキルを獲得し、日常生活において他者と相互に関わる能力を高めることを目標としたトレーニングの総称。

#### 44 人権教育推進委員会（22頁）

幼稚園、小・中学校の管理職、教員で構成され、地域や実態に応じた人権教育の課題を解明し、教育内容・方法の充実を図るため研究主題を設定の上、先進校視察や授業研究により研究を行っている。

#### 45 人権教育プログラム（22頁）

教員等が人権教育を指導するための実践的な手引きとして東京都教育委員会が作成した資料のこと。人権教育についての考え方、人権教育に関する実践・指導事例、人権教育の効果的な推進のための参考資料が掲載されている。

#### 46 道徳授業地区公開講座（22頁）

東京都教育委員会が、学校、家庭および地域社会が一体となって子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実を図ることを目的として、区市町村教育委員会と連携して都内公立小・中学校等で行う公開講座のこと。

学校、家庭および地域社会にできることについて意見交換を行うことで、道徳教育を推進している。

#### 47 道徳教育講座 (22 頁)

道徳教育推進教師等を対象とした道徳教育講座を実施している。道徳教育推進教師とは、学習指導要領に示された「道徳教育の推進を主に担当する教師」を指す。文部科学省が示している「道徳教育に係る教員の指導力向上方策」の一つとして、研修を実施している。

#### 48 SNS (23 頁)

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットの Web サイトのこと。

#### 49 中央区地域家庭教育推進協議会 (23 頁)

中央区の家庭教育を推進するために平成16 (2004) 年に設置された、学校関係者、PTA、青少年委員、民生・児童委員、区の関係部署がかかわり、運営している協議会のこと。保護者が家庭教育について学ぶ機会を提供するとともに、地域全体で家庭教育を支援するために家庭・学校・地域の連携を進めている。

#### 50 情報モラル (教育) (24 頁)

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中で身に付けさせることとしている。具体的には、他人への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどがある。

#### 51 中央区いじめ防止基本方針 (26 頁)

中央区の小・中学校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、教育委員会や学校、家庭、地域、児童相談所等の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるもの。

平成30 (2018) 年1月に「中央区いじめ問題対策委員会」における議論等を踏まえ、いじめ防止等の強化のため改定した。

#### 52 学校いじめ防止基本方針 (26 頁)

いじめ防止対策推進法第13条の規定により、すべての児童・生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、各学校の実情に応じて定めるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針のこと。各学校が、いじめ問題への実効性のある具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深める側面もある。

#### 53 学習指導要領 (26 頁)

学校教育法施行規則の規定に基づき、文部科学大臣が定める小学校～高等学校の教育課程に関する基準のこと。約10年に1度改訂される。

小・中学校の新しい学習指導要領は、平成29 (2017) 年3月に告示され、小学校は令和2 (2020) 年度、中学校は令和3 (2021) 年度から全面実施となった。

#### 54 学校いじめ対策委員会 (26 頁)

各学校単位で設置しており、校長・副校長・教職員・スクールカウンセラー等から構成される。

活動内容は、いじめ防止等の対策に係る学校の年間活動計画（校内研修、「いじめに関する授業」、教職員による個人面談、スクールカウンセラーによる全員面接、子ども対象のアンケート、保護者会での説明、「学校サポートチーム」会議での説明、子どもの主体的な活動への支援等それぞれの実施計画）を策定し、また策定した計画が適切に実施されるよう運営を行う。

#### 55 中央区いじめ問題対策連絡協議会 (26 頁)

全小中学校の生活指導主任、警察関係者、児童館長、PTA代表等が出席して、関係機関・地域関係者と学校が連携を図り、いじめ防止等のための対策の推進について協議を進めている。

#### 56 中央区いじめ総合対策 (26 頁)

教育委員会が定める「中央区いじめ防止基本方針」に基づき「いじめ総合対策」を別に定め、いじめの防止等の対策を推進するもの。

#### 57 中央区いじめ問題対策委員会 (27 頁)

いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、「中央区いじめ問題対策連絡協議会」との円滑な連携の下、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として設置するもの。構成員は、学識経験者、法律・心理・福祉等の専門的知識を有する者6人以内。

また、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議するとともに、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができるほか、重大事態が発生した場合には、必要に応じて調査を行う。

#### 58 中央区公共施設等総合管理方針 (28 頁)

公共建築物や道路、橋りょう等のインフラを含む公共施設等について、現状把握や維持管理の方針、財政負担の軽減・平準化など長期的な視点を持った最適なマネジメントを実現し、質の高い行政サービスを持続させることを目的とした方針。公共施設等の今後の在り方について基本的な方向性を示すものとして位置付けられ、当該方針を踏まえて各種個別施設計画が策定されている。

#### 59 中央区学校施設個別施設計画 (28 頁)

国のインフラの維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画「インフラ長寿命化基本計画（平成25（2013）年11月策定）」に基づき、中央区の学校施設について中長期的なコストの縮減・平準化を推進しつつ、性能の維持・向上を図るための計画のこと。

#### 60 一時預かり保育 (28 頁)

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により一時的に乳幼児（生後57日～未就学児）を預かる「一時保育」と、保護者の出産や入院等の緊急の理由により原則30日を限度に預かる「緊急保育」の2つの事業がある。いずれも子ども家庭支援センター「きらら中央」分室にて実施。

※子ども家庭支援センター「きらら中央」

子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要により専門機関やサービスの紹介、調整を行うほか、「中央区要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童等の実態把握や早期発見から援助までを児童相談センターや関係機関との相互の連携の下、行っている。

また、子ども家庭支援センター「きらら中央」分室では一時預かり保育を実施しているほか、勝どき分室では子育て交流サロン「あかちゃん天国」やトワイライトステイ等の子育て支援サービスを実施し、子育て支援講座など子育てに関する情報提供を実施している。

<所在地>

中央区明石町12番1号 中央区保健所等複合施設4階

**61 公私連携方式 (28 頁)**

待機児童対策等のために保育の受け皿の整備を進める中において、民設民営でありつつも、市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態として構築されたもの。

**62 G I G A 第 2 期 (30 頁)**

文部科学省の推進するG I G Aスクール構想の第2段階を表す。端末の更新に加え、ネットワーク環境を整備することにより、最適な学習環境を実現する。

**63 I C T 支援員 (31 頁)**

学校における教育の情報化推進の実務的なサポートをする職員のこと。教員や児童・生徒へのI C Tの活用に関するサポートや授業の打ち合わせ等が主な業務内容であり、I C Tの活用の着実な推進を図る目的がある。

**64 中央区健康・食育プラン 2024 (32 頁)**

区民の健康増進に向けて、必要となる一人一人の行動や取組を明確化し、誰もが健康でいきいきと活躍し続け、より高い生活の質を保つため策定された計画。

**65 早寝早起き朝ごはんでは輝く君の未来 (32 頁)**

文部科学省が、生活リズムが乱れやすい環境にある中高生を中心とした子どもの生活習慣づくりに関する普及啓発のため、最新の科学的知見を踏まえた普及啓発資料および指導者用資料のこと。

**66 教育広報紙「かがやき」 (34 頁)**

教育行政に関して、施策の内容、学校の現状や教育委員会の考え方等について、区民や保護者に周知し、理解の促進を図ることを目的として、教育委員会が年6回発行しているタブロイド版の教育広報紙のこと。

また、子どもたちの活躍や保護者の意見、生涯学習・スポーツ団体の活動状況等を積極的に取り上げ、教育委員会と保護者・地域・関係団体とを結ぶコミュニケーション手段としても活用している。

**67 マイスクールスポーツ (1校1運動) (36 頁)**

本区の全小中学校がそれぞれ、縄跳び、一輪車、持久走等の種目を重点的に取り組むスポーツとして掲げて、児童・生徒の体力向上・増進を目指した取組のこと。

## 68 体育指導補助員 (36 頁)

区立小学校における体育授業の実技指導等を行う非常勤職員のこと。大学において体育学等を修了した者または専攻する者が対象となる。

## 69 運動遊び推進園 (36 頁)

幼児期からの運動能力の向上を意識した運動遊びの充実を目指し、平成 29 (2017) 年度から全幼稚園を「運動遊び推進園」として指定し、計画的に運動遊びを行っている。各園の実態に応じて、遊具の整備や活用、環境の工夫をするとともに、外部講師から指導法を学ぶなど教員の指導力を高めるための実践を進めている。

## 70 オリンピック・パラリンピック教育 (学校・幼稚園 2020 レガシー) (36 頁)

平成 27 年度から令和 3 年度まで、区立学校・幼稚園にて実施してきた 4 つの資質の育成 (オリンピック・パラリンピック学習、中央区版「一校一国」運動、ハートフルスポーツ、体力向上) をしてきた取組を、学校・幼稚園 2020 レガシーとして継承し、幼児・児童・生徒の実態、地域性を鑑み、学校・幼稚園の特色として継続させていく活動のこと。

## 71 図書館サービス (40 頁)

図書館資料の閲覧・貸出・リクエストサービスやレファレンスサービス等の従来のサービスはもとより、行政・ビジネス・医療・法律等といった専門的情報の提供・資料案内や障害者および高齢者に対する読み聞かせなど、図書館で行われるサービス全般のこと。

## 72 中央区子ども読書活動推進計画 (40 頁)

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条第 2 項の規定に基づき、子どもたち自身がより多くの本に親しみ、読書の習慣を身に付けられるよう、家庭・地域・図書館・学校などが連携して子どもの読書活動を推進していくための取組を示した本区の計画。平成 30 (2018) 年 3 月に策定した「第三次中央区子ども読書活動推進計画」が令和 4 (2022) 年度末に計画期間が終了したことに伴い、計画事業の検証・評価や状況の変化を踏まえ、今後 5 年間の基本的な取組を明らかにした「第四次中央区子ども読書活動推進計画」を令和 5 (2023) 年 3 月に策定した。

## 73 本の森ちゅうおう (40 頁)

子どもから大人まで誰もが親しみを持って利用でき、歴史・文化を未来へ伝える地域の生涯学習拠点として、労働スクエア東京跡地に整備された、図書館・郷土資料館・生涯学習機能を持った複合施設のこと。令和 4 (2022) 年 12 月に開設。

<所在地>

中央区新富一丁目 13 番 14 号

## 74 レファレンス (サービス) (42 頁)

レファレンス (サービス) とは、図書館利用者の調べたいことや探している資料等の質問について、必要な資料・情報を図書館司書が案内するサービスのこと。図書の所蔵の有無はもとより、関連資料の紹介や他機関所蔵資料の探し方の案内、新聞記事や雑誌記事、論文等の探し方も含まれる。

## 75 区民文化財 (42 頁)

本区は、江戸時代以来、経済・文化・商業の中心として発展してきた地域であり、歴史的・芸術的・学術的に価値のある文化財が残されている。その種類は、建造物・絵画・彫刻・古文書や地域に伝わる踊り・祭り等があり、区内に残る貴重で身近な文化遺産を保護し、将来に守り伝え、区の伝統的な文化を発展させていくために「中央区民文化財」として指定・登録している。

## 76 図書館ボランティア (43 頁)

多くの子どもたちが本に親しみを持ち、読書を楽しむことができるように、図書館イベントの「お話し会」等で読み聞かせを行うボランティアのこと。その他にも、目が不自由な利用者などに対する朗読ボランティアや点訳ボランティアがあり、図書館業務の一端を担っている。

## 77 郷土資料館サポーター (43 頁)

郷土資料館および特別展等のガイド・説明要員として、2年以上の経験を持つ郷土の歴史教育・ガイド訓練・現場実習を経験したボランティアのこと。

## 78 ビブリオバトル (43頁)

京都大学から広まった「人を通して本を知る。本を通して人を知る」をキャッチコピーにした本の紹介コミュニケーションゲームのことで、「知的書評合戦」とも呼ばれている。

## 79 おでかけ図書館 (43 頁)

図書館司書が幼稚園・保育園・小学校等に出向き、本とふれあうことの楽しさを伝えるため紙芝居や絵本などの読み聞かせを行う図書館の取組のこと。

## 80 ブックトーク (43 頁)

あるひとつのテーマに沿って、集団を相手に30分程度、数冊の本を順序よく紹介することで、本に対して興味・関心を持ってもらうこと。

## 81 図書館における仕事体験 (43 頁)

本や読書への興味を持ってもらい、図書館利用の促進を図るため、小学校～高校生の児童・生徒に図書館の仕事を体験してもらう取組のこと。なお、幼稚園や保育所等の園児に対しては、図書館散歩を受け入れ、図書館の利用方法や読書の楽しみを知ってもらう取組も実施している。

＜小学生による子ども図書館員＞

夏休み期間中に、小学校4年生～6年生を対象に、本の返却や装備、書架整理等の基本的な業務を体験してもらう。

＜中学生の職場体験＞

中学校における職場体験先として受け入れており、子どもたちへの読み聞かせ等を体験してもらう。

＜高校生図書館ボランティア＞

高校生に図書受入・書架整理といった図書館業務を体験してもらうことにより、図書館への理解や興味を深めてもらう。

## 82 エリアマネジメント事業 (44頁)

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域マネジメントを行う取組。

## 83 子どもの居場所「プレディ」(44頁)

子どもの健全育成を図り、子どもが安全に安心して過ごせるよう、保護者の就労状況にかかわらず放課後や土曜日、長期休業日等に小学校の施設内において子どもの居場所を開設している。

## 84 プレディプラス (44頁)

学校内学童クラブ所属児童と放課後子ども教室（プレディ）所属児童が、放課後に使用できる教室等を活用し職員の見守りのもと一緒に過ごすことができる事業を実施している。

## 85 柏学園 (46頁)

自然環境に親しむ機会が少ない区立小中学校・幼稚園の児童・生徒・園児に対し、芋掘りやセカンドスクール、部活動合宿など学園の自然環境や設備等をいかした教育活動を行うための施設。

児童・生徒等が利用する期間を除いて、区内在住、在勤、在学の登録団体に、スポーツやレクリエーション活動を行うための施設として開放している。

<所在地>

千葉県柏市柏1236番地1

# 中央区教育振興基本計画2025

刊行物登録番号

6-091

令和7（2025）年3月発行

編集・発行：中央区教育委員会事務局庶務課

中央区築地一丁目1番1号

電話 03（3546）5503（直通）

印 刷：有限会社エイチ・ティープログレス

中央区銀座七丁目13番20号 銀座THビル9F

電話 03（3667）5891

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。